

松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電気自動車用充電設備の導入を行う市内の事業者に対し、予算の範囲内において、松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、市内の電気自動車用充電インフラを整備し、電気自動車の導入を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車及び搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (2) 急速充電設備 電気自動車に充電するための設備であって、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (3) 普通充電設備 電気自動車に充電するための設備であって、漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助対象者」という。）は、未使用の急速充電設備又は普通充電設備を購入し、市内に設置する事業

者のうち、申請時において次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内で事業を営む個人又は法人であること。
- (2) 市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (3) 代表者、役員その他の事業者の経営に実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 補助対象設備を設置する事業所等を第三者が所有する場合は、全ての者から事業実施の同意を得ていること。
- (5) 補助対象者の要件を満たす者が複数いる場合は、全ての者から補助金申請の同意が取れていること。
- (6) 市民等が一般に利用すること（以下、「一般利用」という。）を目的に、松戸市内に、補助金の交付の対象となる設備（以下、「補助対象設備」という。）を設置すること。
- (7) 自動車の製造又は販売に係る事業を主たる事業として営んでいないこと。

（補助対象設備）

第4条 補助対象設備は、一般社団法人次世代自動車振興センターが充電インフラ整備事業費補助金の補助対象機器として指定し公表している急速充電設備、又は普通充電設備であること。

（補助対象経費）

第5条 補助対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要した経費のうち別表に定めるものとし、消費税及び地方消費税並びに国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては当該補助金の額を控除した額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。
- 3 補助金の交付回数は、1事業所等当たり1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、当該年度内における3月30日（同日が閉庁日の場合は、同日前において同日に最も近い開庁日）までに、松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の概要（第1号様式別紙）
 - (2) 松戸市内に事業所等を有することを証する書類
 - (3) 市に納付すべき税を滞納していないことを証する書類
 - (4) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し
 - (5) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
 - (6) 補助対象設備の設置費に係る支払いを証する書類の写し
 - (7) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
 - (8) 補助対象設備を設置した場所がわかる図面
 - (9) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
 - (10) 他の補助金の交付を受けている場合は、その額がわかる書類
 - (11) 補助対象機器を設置する土地を共有し、又は借用している場合は、補助対象機器を設置することについての当該土地の共有権者又は所有者全員の同意書
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者の同意を得て市長が公簿等によって確認できるときは、同項第3号の書類を省略することができる。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者が補助金交付の請求をしようとするときは、その通知を受けた日から起算して10日以内に、松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第10条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第11条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下、「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金設備処分承認申請書（第4号様式）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、5年とする。

3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、

申請された事項を承認又は不承認とすることは、松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金設備処分承認（不承認）通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

- 4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた、又はこの要綱に違反したと認められたときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（協力の義務）

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に導入した電気自動車用充電設備に係る補助金の交付から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条及び第6条関係）

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
急速充電設備	設備本体の購入費、設備の設置工事費（基礎工事、据付・配線工事等）※高圧受変電設備設置工事費、屋根や小屋、案内板、課金装置などの付帯設備設置費、停電回避費、充電スペース造成費、既存設備の撤去・処分費、運搬費は除く。）	補助対象経費×1/2 （上限40万円）
普通充電設備		補助対象経費×1/2 （上限10万円）

第1号様式

松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住 所

フリガナ

申請者氏 名

印

(事業所の所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金の交付を受けたいので、松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類	<input type="checkbox"/> 急速充電設備 <input type="checkbox"/> 普通充電設備
補助対象設備の設置場所	松戸市
一般利用の方法	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 (あたり 円)
設備の利用可能時間帯	
補助金交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
私の市に納付すべき税の納付状況について市長が確認することに 同意します。 同意しません。 (該当するものに○)	

(添付書類)

第1号様式別紙

補助対象設備の概要

メーカー	
型式	
工事着工日	年 月 日
工事完了日	年 月 日
補助対象事業の実施にかかった経費	(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額	円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	円

住 所

氏 名

松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金について、松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松戸市長

印

記

1 次のとおり決定します。

補助金額

円

2 次の理由により申請を却下します。

理由

第3号様式

松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

請求者 住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金について、松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

第4号様式

松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金設備処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

申請者 住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金に関する財産の処分等について松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

記

1 種 類

2 処分の方法

3 処分の時期

始期： 年 月 日

終期： 年 月 日

4 処分の理由

5 処分の条件

住 所

氏 名

松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金設備処分

承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します

年 月 日

松戸市長

印

記

1 決定区分 承認（不承認）

2 承認の条件（不承認の理由）

3 返還額 円